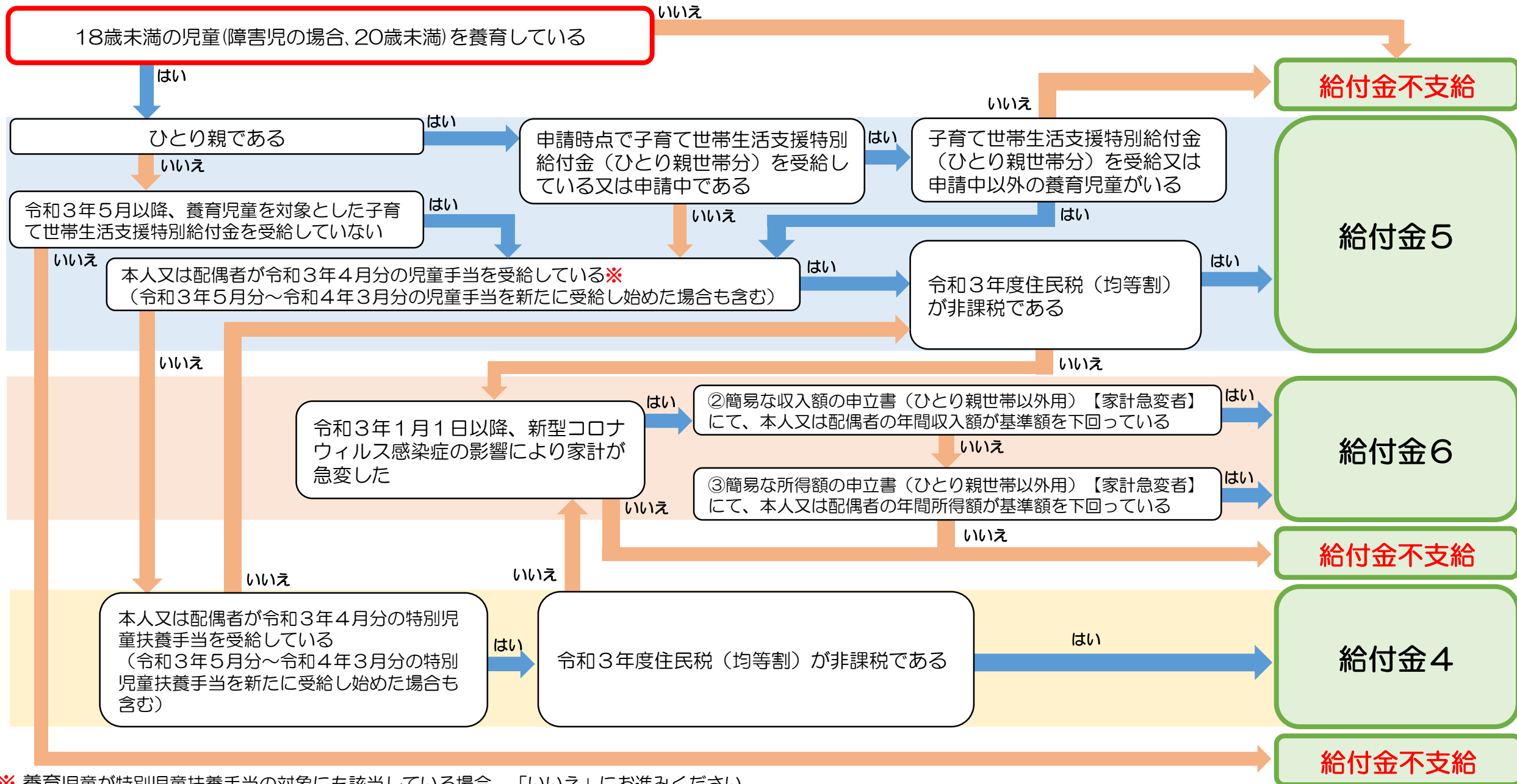


子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給要件確認フローチャート（公務員の方用）



※ 養育児童が特別児童扶養手当の対象にも該当している場合、「いいえ」にお進みください。

※ 児童手当の対象児童以外に、特別児童扶養手当の対象児童がいる場合、支給要件に該当すれば、特別児童扶養手当の対象児童分のみ申請不要で受け取れます。